

(注) 担当窓口は、住吉区役所を例に記載していますが、実際の転出先の区役所ごとに各業務を担当する窓口が異なりますので、事前にご確認ください。

項目	対象となる方など	内容	(注) 担当窓口	
18歳以下のこどもがいる方				
母子健康手帳	現在妊娠中の方 及び乳幼児がおられる方	住所変更届が必要ですので、転出先の区役所の窓口にご持参ください。	1階 19番	保健福祉課 (健康推進)
児童手当	中学3年生終了までの児童を養育されている方	転出先の区役所の窓口で児童手当の住所変更手続きを行ってください。	2階 26番	保健福祉課 (保健福祉)
児童扶養手当	児童扶養手当認定中の方	住所変更の手続きが必要です。 転出先の区役所の窓口にご持参ください。 <u>児童扶養手当証書、新居の賃貸契約書・不動産登記簿謄本等</u> をご持参ください。状況に応じて必要書類が異なりますので、転出先の窓口にお問い合わせください。		
保育所	保育所(大阪市認可)入所中の方 申込中の方	「異動届」の手続きが必要です。 ※保育所申込中の方は、担当までお問合せください。		
就学 〔小学校〕 〔中学校〕	校区が変更となる方	通学していた学校で転退学の届出を行い、その際に発行される在学証明書を転出先の就学事務担当窓口にご持参ください。	3階 34番	教育文化課 (教育)